

写

平成24年3月1日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 様

社団法人 日本歯科医師会
会長 大久保 満男社団法人 日本歯科衛生士会
会長 金澤 紀子

歯科衛生士法の一部改正について（要望）

近年、人口の高齢化、歯科医療・医学の進歩、及び国民の歯科口腔保健への関心の高まり等にともない、歯科衛生士の活動の場が多様化するなかで、歯科医師の緊密な連携と指導による歯科疾患の予防及び歯科口腔保健の向上について、歯科衛生士の役割への期待が高まっております。

昭和23年に制定・公布された歯科衛生士法は、第2条第1項において「この法律において歯科衛生士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の直接の指導の下に次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。」と規定し、次に掲げる行為として、以下のとおり定めています。

- 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。
- 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

上記「歯科医師の直接の指導の下に」の規定は、昭和23年の法制定時において歯科衛生士教育が1年制であったことによるものですが、すでに修業年限が3年以上となり、4年制大学及び大学院課程での教育も行われております。また、他の医療従事者において「直接の指導の下に」とする条文規定等の例がありません。

近年、歯科衛生士の活動の場は、歯科診療室にとどまらず、在宅、高齢者介護施設、障害者施設等に及んでおり、さらに、地域においては幼児期、学齢期等の歯科疾患予防への取り組みが重視されております。

つきましては、歯科衛生士法第2条第1項「歯牙及び口腔疾患の予防処置」について、「歯科医師の直接の指導の下に」から、歯科医師との緊密な連携とその指導の下にという主旨で法律を改正し、併せて、「女子」を「者」と改正することを要望します。